

入札公告

一般競争入札（条件付き）を次のとおり実施するので、美郷町財務規則（平成16年美郷町規則第51号）第98条の規定により公告する

令和4年2月15日

美郷町長 嘉戸 隆



1. 入札に付する物件（概要）

次に掲げる町有財産（不動産）の売却（詳細については別紙の物件調書を参照ください）

番号	種 類	所在地	地目	面 積	備 考
①	土地	美郷町粕淵 71-2 美郷町粕淵 71-5	宅地	335.84 m ² 82.85 m ²	公簿面積での入札

2. 入札参加資格及び条件

- ① 入札には個人又は法人のいずれでも参加していただけます。
- ② 次の各号のいずれかに該当する者は入札に参加できません。
 - ア. 成年被後見人又は破産者で復権を得ていない者
 - イ. 次の各法による手続き開始申立てをした者及び第三者によって申立てを受けた者
 - (ア)破産法（平成16年法律第75号）
 - (イ)会社更生法（平成14年法律第154号）
 - (ウ)民事再生法（平成11年法律第225号）
 - ウ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する者
 - エ. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体に該当する者
 - オ. 過去2年間に普通地方公共団体との契約で不当不正の行為をした者または、不当不正の行為をした者を代理人等として使用した者。
 - カ. 入札の公告の日から入札の日までの期間において、美郷町建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者
 - キ. 美郷町税等について滞納のある者

※入札に参加する場合は上記の資格及び条件を満たしている旨の宣誓書と本籍地の市町村が交付する身分証明書の写し（法人の場合は、現在事項全部証明書の写し）及び美郷町税について滞納のない証明書を提出していただきます。

落札決定後に確認のため、滞納のない証明書以外の証明書を提出いただく場合があります。

3. 売買条件

次の要件を満たす住宅を建築すること。

①単身向け住戸を中心とした共同住宅又は長屋住宅を建築することとし、土地の引渡しの日から2年を経過する日までに着工しなければならない。この場合において、着工が認められない場合は当該土地の返還を求める場合がある。

②上記住宅は1居住区につき25m²以上とし、居室数以上の専用駐車場を設けること。

なお、建築する住宅において、美郷町民間賃貸住宅建設支援事業補助金を活用する場合は、同補助金要綱及び同要綱に定める別表第1の基準に合致しなければならない。

（制度の概要は下記を参照）

<https://gov.town.shimane-misato.lg.jp/files/original/20210312095233659ef08a6c3.pdf>

4. 最低落札価格の設定

落札するには最低落札価格として設定している予定価格を上回る必要があります。

予定価格（最低入札価格）	6, 3 3 1, 0 0 0 円
--------------	-------------------

5. 売却物件の展示日時及び場所

希望者のみ対応します。※事前に総務課管理係までご相談ください。

- ① 日時 土日祝日を除く平日の勤務時間内で30分程度設定
(午前8時30分より午後5時15分まで)
- ② 場所 美郷町粕渕71-2、71-5 (物件所在地)

6. 入札参加申込の受付

入札に参加するためには、事前の申し込みが必要です。入札に参加を希望する方は、入札参加資格を確認し、必要書類を作成のうえ所定の日時に申し込んでください。なお、この参加申込の名義人を土地売買契約書の買受人とし、不動産登記上の名義人とします。

必要書類を確認後、入札参加資格確認通知書を送付します。

- (1) 受付日時 令和4年2月16日(水)から令和4年2月28日(月)午後3時
(郵送の場合は必着)
- (2) 受付場所 〒699-4692
島根県邑智郡美郷町粕渕168番地
美郷町役場総務課
TEL 0855-75-1211
- (3) 必要書類
 - ①町有地売払い(条件付き)入札参加申込書
 - ②宣誓書
 - ③印鑑証明書(発行日より3か月以内のもの)
 - ④身分証明書の写し(法人の場合は、現在事項全部証明書の写し)※発行日より3か月以内のもの
 - ⑤美郷町税等滞納のない証明書

7. 入札保証金

- (1) 入札に参加するためには、入札執行までに入札保証金の納付が必要です。保証金の納付書は入札参加資格確認通知ののちに送付します。また、下記(3)による場合は入札執行時に受領しますのでご用意ください。
- (2) 入札保証金の額は、予定価格(最低入札価格)の100分の3の額とします。
よって、本件についての入札保証金の額は、
 $6, 3 3 1, 0 0 0 \text{ 円} \times 3 / 100 = 189, 930 \text{ 円}$ となります。
- (3) 入札保証金は、美郷町財務規則第165条各号に掲げる有価証券の提供をもって納付に変えることができます。
- (4) 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対しては当該契約が確定したのち、入札保証金還付請求書の提出を受けてそれぞれ納付者に還付します。
- (5) 入札保証金には、利子は付しません。
- (6) 落札者の入札保証金は、売買代金に充当することができます。
- (7) 次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の納付についてその全部又は一部を免除します。
 - (ア) 保険会社との間に美郷町を被保険者としてする入札保証契約を締結したとき
 - (イ) 入札に加わろうとする者が、過去2箇年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と同種の契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行しているとき
- (8) 契約を締結されない場合は、入札保証金は町に帰属することとなります。

8. 入札

(1) 入札日時 令和4年3月9日(水) 午前11時00分

(2) 入札会場 美郷町役場3階 入札室

(3) 当日持参していただくもの

①入札参加資格確認通知書

②入札保証金の納付が確認できる書類

②入札書

③委任状

※代理人が入札される場合に必要です。入札申込者(委任者)の印鑑登録印の押印が必要です。また、代表者印を入札に使用する場合でも、申込者本人以外の者が入札に参加するときにも必要です。

④本人の印(印鑑登録印)又は代理人の印

⑤筆記用具(黒又は青の万年筆又はボールペン)

(4) 入札書の書き方

①入札書には入札者の住所、名称、入札金額を記入の上、印鑑登録印を押印して下さい。代理人が入札する場合は、その者の住所、名称を併記し、代理人の印を押印して下さい。

この場合、印鑑登録印の押印は省略できます。なお、入札金額の訂正は無効となります。

入札書の日付は、開札日である令和4年3月9日を記入して下さい。

②売払地の売却価格には予め最低入札価格を設定しており、これを下回る金額の入札書は無効となります。

③入札書への金額の記入にはアラビア数字を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、物件の価格の総額(建物に係る消費税及び地方消費税を含めた金額)を記入して下さい。落札者の決定は、入札書の「入札金額」欄記載の金額をもって行います。

④入札用封筒

入札書を入れる封筒については、後記封筒の記入の仕方を参考にして作成し、入札書を同封をした上で裏面に3箇所の割印をして封印して下さい。割印の無い封筒については無効となります。

⑤ 次の各号の一つに該当するときは、その者の入札は無効となります。

(ア) 参加資格のない者が入札したとき。

(イ) 同一事項の入札に二以上の入札をしたとき。

(ウ) 委任状を提出せずに代理人が入札をしたとき。

(エ) 入札に際して談合等の不正行為があったとき。

(オ) 提出後の入札書の書き換え、引き換え又は撤回したとき。

(カ) 入札書の内容、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札

(キ) 入札金額を訂正した入札をしたとき。

(5) 入札者が1者(入札参加申込者が1者だった場合又は入札までに1者となった場合)のときは入札を中止します。この場合において、入札参加者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約を締結することがあります。

9. 開札の日時

令和4年3月9日(水) 午前11時00分 美郷町役場3階 入札室

10. 落札者の決定

(1) 最低入札価格以上で、かつ、最高の価格をもって有効な入札をされた方を落札者とし

ます。

(2) 最高の価格が2者以上あるときは、くじで契約の相手方を決定します。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

(3) 開札の結果、最高入札金額が最低入札価格に達しないときは、再入札は行わず、入札を打ち切ります。

- (4) 落札者から辞退届けが提出された場合は、次の高額入札者が落札を辞退した者の提示した価格で落札の権利を有します。以後同様とします。

1 1. 契約の締結・売買代金の支払い方法

落札決定の日の翌日から起算して7日以内に売買契約の締結を行い、売買契約締結後30日以内に町が発行する納入通知書により支払いを行うこと。

1 2. 所有権移転、費用負担、物件の引き渡し

- (1) 売買代金を完納したときに所有権の移転があったものとし、直ちに物件を現況のまま引き渡します。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引き渡し後、町が所有権移転登記の嘱託を行います。
- (3) 売買契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とします。
- (4) 落札者は、自らが住宅地として開発し、かつ住宅の建設を行うまでは、この事業用地に係る一切の権利義務を第三者に移転することはできません。

1 3. その他条件、注意事項

- (1) 物件の引渡しは現況のままで行いますので、工作物や設備配管などの地下埋設物、その他物件に存する者すべてを含め、現状有姿（あるがままの状態）により行います。必ず事前に現地の確認をし、その状況を承知したうえ入札に参加して下さい。契約後、隠れた故障、瑕疵等が発見された場合でも町は一切の責任を負わないものとします。
- (2) 落札者は、売買物件の引渡し後、物件の数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として履行の追完の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。

(問合せ先)

〒699-4692 島根県邑智郡美郷町粕渕 168 番地
美郷町役場 総務課 管理係

TEL : 0 8 5 5 - 7 5 - 1 2 1 1

FAX : 0 8 5 5 - 7 5 - 1 2 1 8

町有地売払い(条件付き)
入札参加申込書

令和 年 月 日

美郷町長 嘉 戸 隆 様

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

電話 _____

下記の美郷町有財産売却に係る一般競争入札に参加したいので申し込みます。

記

物 件

区 分 土地 _____

所在地 美郷町粕渕 7 1 - 2 および 7 1 - 5 _____

数 量 宅地 4 1 8 . 6 9 m² _____

宣 誓 書

下記の各事項に該当しない者であることを宣誓いたします。

令和 年 月 日

美郷町長 嘉 戸 隆 様

住 所
氏 名

印

記

1. 成年被後見人又は破産者で復権を得ていない者
2. 次の各法による手続き開始申立てをした者及び第三者によって申立てを受けた者
 - (ア)破産法（平成 16 年法律第 75 号）
 - (イ)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）
 - (ウ)民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）
3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する者
4. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体に該当する者
5. 過去 2 年間に普通地方公共団体との契約で不当不正の行為をした者または不当不正の行為をした者を代理人等として使用した者
6. 過去 2 年間に普通地方公共団体との契約で不当不正の行為をした者または、不正不当の行為をした者を代理人等として使用した者
7. 入札の公告の日から入札の日までの期間において、美郷町建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者
8. 美郷町税等について滞納のある者

○封筒の記入の仕方

(表)

(件名)
町有地売払(条件付き)

入札者 住所
氏名

印

(裏)

印

印

印

※必ず入札書に押印した同じ印鑑にて割印をしてください。

入札書

入札金額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
件名	町有地売却(条件付き)									
物件番号	物件の所在地									
①	美郷町粕渕 7 1 - 2 美郷町粕渕 7 1 - 5									

美郷町長 嘉戸 隆 殿

上記金額で美郷町財務規則第 5 1 号その他条件、仕様書、現地の状況等を承知の上、購入したいので申し込みします。

令和 年 月 日

入札者

〒
住 所

氏 名

印

代 理 人

{

代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名（印は不要）を記入の上
代理人の住所、氏名を記入し、委任状で使用した印を押印のこと

〒
住 所

氏 名

印

(注) 訂正したときは、必ず訂正印を押すこと。ただし、入札金額の訂正はできません。

① 物件調書

所在地	美郷町粕渕 7 1－2、7 1－5			
地目	宅地			
面積	土地 登記簿面積	71-2	335.84 m ²	71-5 82.85 m ²
	合計	418.69 m ²		
用途地域	用途指定なし			
その他	簡易水道	接続可能（加入金が別途必要）		
	公共下水道水	接続可能（加入金が別途必要）		
	ガ ス	個別プロパンガス		

位置図



平面図



別表第 1

1. 基本的要件	住宅は、原則として新築で10年間以上にわたって使用できるものであること。
	住宅の構造は、共同住宅又は長屋住宅とすること。
	敷地の境界は、コンクリート・硬質プラスチック・金属鋲等の耐久性のある材料で造られた境界標を設置すること。
2. 住宅の基準	1戸当たりの床面積は、25㎡以上で125㎡以下とすること。ただし、施工事業者が県外業者である場合はこの限りでないが、別表第2の3を参照のこと。
	各居室は独立した住宅とし、原則として各居室に専用の台所、浴室、洗面及び便所を設けること。
	各居室には、給水、排水、電気、みさと光ネット設備を設けること。
	浴室、台所、洗面に給湯設備を設けること。
	便所は水洗とし、家庭排水は合併浄化槽又は集合処理排水処理施設に接続すること。
3. 付帯施設等	居室数以上の専用駐車場を設けること。
	各棟に接続する自動車の通行が可能な道路を設置すること。
	敷地内に外灯、防犯灯等を設置すること。

入札参加申請用

証明書請求書

美郷町長様

令和 年 月 日

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印 _____

証明書の使用目的	入札参加資格申請に必要なため。	証明書の請求枚数	1 枚
----------	-----------------	----------	-----

上記の目的に使用するために下記事項に相違ないことを証明願います。

記

上記申請人について、令和 年 月 日現在において町税の
・滞 納
・納税義務
がないことを証明する。

証明番号第

号

令和 年 月 日

島根県邑智郡美郷町

美郷町長 嘉戸 隆